

別記様式第 10 号 (第 22 条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

指令東広廃第 3 号
令和 6 年 4 月 1 日

株式会社 瀬野川総業
代表取締役 櫻河内 泰徳 様

東広島市長 高垣 廣徳



令和 6 年 2 月 13 日付けで申請の一般廃棄物収集運搬業については、東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり条件を付けて許可します。

1 市内の営業所又は連絡場所

名称	所在地	電話番号
株式会社 瀬野川総業 東広島営業所	東広島市高屋町杵原 3 3 0 3 番地 1	082-434-1932
—	—	—

2 許可の内容

取扱廃棄物の種類	固形状一般廃棄物
収集運搬区域	東広島市西条、八本松、志和及び高屋地区
許可の期限	新規 令和 8 年 3 月 31 日 更新
許可の条件	別紙許可条件のとおり

3 許可の内容の変更

--	--

注 この許可証は、事務所内の見やすい場所に必ず掲示しておくこと。